

# 1 番号法及び個人情報保護条例の再委託の取扱い

番号法：何段階でも再委託は可能

個人情報保護条例：原則として再委託は認めない(認めたとしても再々委託は認めない。)

	番号法	個人情報保護条例
条文	<p>(再委託)</p> <p>第10条 個人番号利用事務又は個人番号関係事務(以下「個人番号利用事務等」という。)の全部又は一部の委託を受けた者は、当該個人番号利用事務等の委託をした者の許諾を得た場合に限り、その全部又は一部の再委託をすることができる。</p> <p>2 前項の規定により個人番号利用事務等の全部又は一部の再委託を受けた者は、個人番号利用事務等の全部又は一部の委託を受けた者とみなして、第2条第12項及び第13項、前条第1項から第3項まで並びに前項の規定を適用する。</p>	<p>(委託に伴う措置等)</p> <p>第12条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の委託(指定管理者に公の施設の管理を行わせ、又は公営住宅法第47条第1項の規定により千葉市住宅供給公社に本市の設置する公営住宅若しくは共同施設の管理を行わせることを含む。以下同じ。)をしようとするときは、当該個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 前条第1項の規定は、前項の委託を受けたものが受託した業務を行う場合について準用する。</p> <p>3 前条第2項の規定は、前項の受託業務に従事している者又は従事していた者について準用する。</p>
	<p>(委託先の監督)</p> <p>第11条 個人番号利用事務等の全部又は一部の委託をする者は、当該委託に係る個人番号利用事務等において取り扱う特定個人情報の安全管理が図られるよう、当該委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。</p>	
逐条解説等	<p>&lt;10条&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>再委託する場合、最初の委託者の許諾を得なければならず、また、再委託以降の全ての段階における委託について同様とするもの。</li> <li>再委託以降の全ての段階の委託について、最初の委託者の許諾を必要とすることにより、個人番号の適正な取扱いが期待できないような委託先への再委託等を防止するとともに、最初の委託をする者に対しては、委託後の個人番号の取扱いについて、再委託等以降についても責任をもってその適正を確保することを要求するもの。</li> <li>本条違反の行為については、特定個人情報保護委員会による勧告の対象となり、勧告に従わなかった場合又は勧告がなされていなくても緊急に措置をとる必要がある場合は、是正命令の対象となり、この命令に反した場合には刑事罰の対象となる。(第73条)</li> </ul> <p>&lt;11条&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>個人番号を委託した者に対し、委託に係る特定個人情報の安全管理が図られるよう、当該委託を受けた者に対する監督義務を課すもの(再委託、再々委託など全ての段階における委託について同様)。</li> <li>「必要かつ適切な監督」とは、例えば、委託契約の中に、秘密保持義務、事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止、事務終了後の特定個人情報の返却又は廃棄の義務づけなどを設けること、これらの契約内容が遵守されていることについて定期的に報告を受けることなどが挙げられる。</li> <li>本条違反の行為については、特定個人情報保護委員会による勧告の対象となり、勧告に従わなかった場合又は勧告がなされていなくても緊急に措置をとる必要がある場合は、是正命令の対象となり、この命令に反した場合には刑事罰の対象となる。(第73条)</li> </ul>	<p>&lt;12条解説&gt;</p> <p>1 趣旨 本条は、実施機関が個人情報を取り扱う事務委託する場合における受託者が講ずべき措置並びに事務従事者の責務を定めたものである。</p> <p>3 運用</p> <p>(1)実施機関は、個人情報を取り扱う事務を委託する場合は、当該委託に関する契約書等に、受託者及び受託事務従事者が個人情報の保護に関し適正な措置を講ずるよう、委託の趣旨、目的等に応じて、必要な事項を明記するものとする。</p> <p>(2)契約書等への必要な事項の記載については、<u>千葉市個人情報を取り扱う事務の委託に関する基準</u>を参照し、委託事務の実体に即して、適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項は省略するものとする。</p> <p>&lt;千葉市個人情報を取り扱う事務の委託に関する基準&gt;</p> <p>5 委託の実施に当たっての留意事項</p> <p>(3)原則として、再委託は認めないものとする。ただし、再委託することが合理的であると認められる場合には、次の事項に留意したうえで、あらかじめ実施機関の書面による承諾を得ることを条件に再委託を認めるものとする。</p> <p>ア 委託に係るすべての事務を再委託し、又はその重要な部分を再委託をすることは認められないこと。</p> <p>イ 再委託先については、別記特記事項の内容を遵守できるものであることを確認したうえで承諾することとし、委託契約の別記特記事項と同一水準の安全確保の措置を求めること。</p> <p>ウ 再々委託は認められないこと。</p>